

## 新型コロナウイルス感染予防のための利用方法について（お知らせ）【令和3年12月1日～】

新型コロナウイルス感染予防のための施設の利用については、次の事項を守りご利用ください。

- 1 健康状態が良好であり、発熱（37.5度以上）や軽度の咳・咽頭痛などの症状がないこと。
- 2 同居家族や身近な知人に感染を疑われる方がいないこと。
- 3 過去2週間以内に政府からの入国制限や入国後の観察期間を必要とされる国や地域等に行かれていないこと。又、当該在住者との濃厚接触者がいないこと。
- 4 マスクについて
  - (1) 施設内では、マスクを着用してください。但し、運動・スポーツを行っていて息苦しさを感ずる場合はマスクを外してもよい。
  - (2) 2歳児以下の児童は、マスクを着用しなくてもよい。
- 5 他の利用者との距離を確保し、できるかぎり接触を伴うプレーは自粛するよう努めさせること。また、運動・スポーツをしていない間についても、感染予防の観点から周囲の人となるべく距離（できる限り2mを目安に最低1m）を空けること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
- 6 利用人数について
  - (1) 利用人数の上限は、収容定員100%以内とする。但し、大声での声援等がある場合や施設管理者が求める感染防止対策が図られない場合は収容定員の50%を上限人数とする。
  - (2) 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催が見込まれる場合には、その開催要件について、イベント主催者側が施設管理者に事前相談を行い承諾を得ること。
- 7 各種大会、練習試合、イベント等について
  - (1) 競技については、上部団体及び各競技協会のガイドラインに従い実施してください。
  - (2) 大会、イベント等、または団体での利用の場合は、利用する責任者において、感染予防対策（利用者情報の把握、消毒等）を行ってください。
- 8 大声を出しての会話または指導、応援等はしないでください。
- 9 利用終了時間の5分前までに、利用した施設の備品等の消毒や清掃を済ませ、退出してください。
- 10 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに利用した施設に報告してください。
- 11 新型コロナウイルス感染防止のため、施設管理者が定める利用制限等の指示に従ってください。

※ご利用の際には、何かとご不便をお掛けしますがご了承くださいませようお願いいたします。